

# 名家連ニュース

令和2年7月21日(火)  
発行：特定非営利活動法人  
名古屋市精神障害者家族会連合会  
会長 堀田 明  
TEL/FAX(052)846-5576 NO.736号

## 7月度の家族会代表者会議開催

7月18日(土)、家族相談室において「3密」を厳守して令和2年度初の代表者会議を開始しました。11家族会から18名が参加。名古屋市から2名参加し、冒頭、名古屋城問題の現状について報告がありました。(新技術の公募概要及び、この間の新聞報道記事を配布)

議長は堀田会長が務め、レジュメに沿って令和2年度の事業計画を具体化するための意見交換を行った。

❖ **各家族会の近況報告**の中では、何れも新型コロナの影響で「例会を開催したが集まりが悪かった」「上半期は例会やイベントは中止している」「総会も開けず、書面審査で行った」「ニュース等で状況連絡をしている」など、苦勞しながらも家族相互の連絡を大切にしている様子が伺われた。

### ❖ 進行又は計画されている年内の会議及びイベント

#### (1)障害者団体連絡会・愛知障害フォーラム(ADF)

① 障害者週間記念のつどい 12月8日(日) 中区役所ホール予定

#### (2)第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画策定部会(3年計画)

① 第1回(4月27日)第2回(5月29日)は中止。第3回(6月29日)から開催

今後のスケジュール 第4回(7月27日)第5回(8月24日・ゼンたいのまとめ)第6回(9月25日・計画素案)11月(障害者施策推進協議会・素案のまとめ)令和3年1月(パブリックコメント)

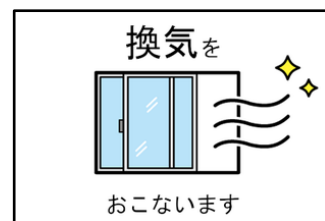
② これまでの部会で提出してきた意見(中間報告)

- 保健医療型アウトリーチ事業(令和2年10月からモデル事業実施)を福祉計画に盛り込むこと
- 精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの構築に向け4ブロック調整会議の継続・充実を図る
- 自立生活援助事業の事業所数と利用者数の見込み量を福祉計画に盛り込むこと
- 地域生活支援拠点に家族の一時避難所及び短期入所機能を追加すること
- 各区で精神保健福祉ボランティアグループを養成すること



### ❖ 中止となったイベント

- 10月24日(土)「晴れときどき虹」
- 10月予定の名古屋シティハンディマラソン・ふれあい広場
- 令和2年度の「みんなねっと全国大会」「甲州東海ブロック大会」は中止(延期)



### ❖ 開催予定の名家連の普及啓発事業

- 第15回家族相談員スキルアップ研修会 人数制限(定員30名以内)と3密を厳守して開催  
8月5日(水)午後1時半 精神保健福祉センター5階 講師：片桐雄介氏(親愛の里)
- 「家族SST講座」「精神疾患の理解と対応」は6月から人数制限(定員1/2以下)して開催しています。  
詳しくは名家連のホームページを参照してください。

### ❖ 講師依頼

- 愛知県立大学(11月)、名古屋市社協(12月22日)、名古屋医専(9月4回)

次回予定の代表者会議 9月19日(土)午後1時～ 家族相談室

※来年度の会議やイベント予定については後日、掲載いたします。

次のページで「障害年金復習シリーズ」を掲載しています

## 障害年金復習シリーズ② 国民年金保険料の法定免除制度

障害年金受給権取得後の国民年金保険料は「法定免除」の対象となり、「国民年金保険料免除事由（該当・消滅）届」を区役所に提出すれば、認定日を含む月の前月から国民年金保険料が免除されます。なお、免除期間の老齢基礎年金の額は1/2で計算されます。

[国民年金保険料の免除制度・納付猶予制度](#)

[国民年金保険料の追納制度](#)

また、過去に遡って法定免除の要件に該当した場合、その期間に納めていた国民年金保険料は返還されます。

受給権取得後、日本年金機構から「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書」が送られてきます。事後重症で申請した場合でも、支給決定通知（受給権取得）は申請月から3～4か月後になりますが、この間に収めた保険料も還付対象となります。

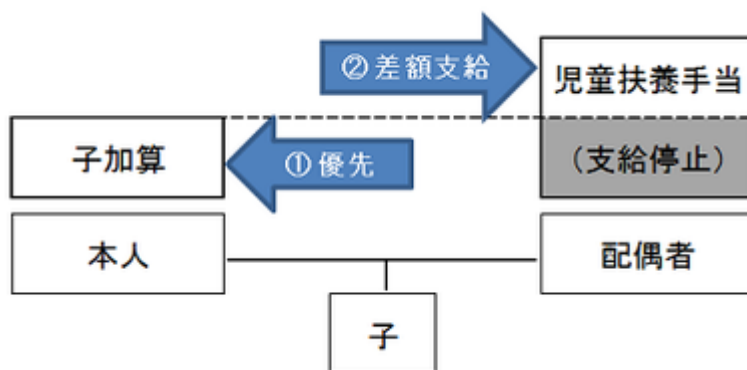
詳しくは名家連ニュース669号及び675号をご参照下さい。



## ③障害年金加算改善法

障害年金加算改善法は、公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、結婚や子の出生等による生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る目的から、障害年金に係る配偶者及び子の加算時点を拡大し、障害者の所得保障の充実を図るため、平成22年4月28日に公布され、平成23年4月1日

より施行されました。これまで障害年金の受給権発生時に生計維持している配偶者や子がいる場合にのみ加算を行うこととしていましたが、受給権発生後に生計維持している配偶者や子がいる場合にも加算を行うことになりました。平成26年12月分からの受け取り方⇒同一のお子様を対象とした子加算または児童扶養手当を受け取ることができる場合は、一律に子加算を優先して受け取ることができます。そのうえで、子加算の額が、児童扶養手当の額を下回る場合には、その差額分の児童扶養手当を受け取るようになりました。配偶者が年金を受けている場合は、配偶者自身の年金と子加算との合算です。

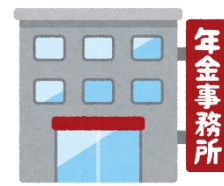


## 届書の提出先

障害基礎年金のみ受給の方は、住所地の区役所となります。

障害厚生・障害基礎年金を受給の方は、年金事務所となります。

障害共済年金受給の方は加入していた詳細組合となります。



**関連書類** (CTRL キーを押しながらクリックするとリンク先が表示されます)

[障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届](#)

[障害給付加算額・加給年金額加算開始事由該当届 \(記入例\)](#)

下線青色部分にカーソルを置き CTRL キーを押しながらクリックして下さい。